

申告受付期間

2月16日(火)～3月15日(月)

会場が中央公民館に変更

新型コロナウイルス感染症対策のため、役場から中央公民館講堂に変更になっています。

申告受付の日時と対象地区

会場：中央公民館講堂（午前：8時30分～11時30分・午後：13時～16時）

ひろた交流センター（日程：3月1日～3日・全日：9時～15時・対象：広田地域限定）

月日	時間	対象地区	会場	
2月	16日(火)	午前	宮内	中央 公民館
		午後		
	17日(水)	午前	千足・上南台	
		午後	大角蔵・七折・川井・川井団地	
	18日(木)	午前	さかえ・幸田	
		午後	頭ノ向	
	19日(金)	午前	山並・永立寺	
		午後	大畑・あかがね	
22日(月)	午前	指定日に都合の悪い人		
	午後			
24日(水)	午前	千里地区（川登・万年）・大平・岩谷		
	午後	上ノ山・戎・中通・富士		
25日(木)	午前	天神		
	午後	五本松		
26日(金)	午前	岩谷口・射場		
	午後	外山・鶴ノ崎・大谷		
3月	1日(月)	午前	久保田・客	ひろた
		午後	向南台	
		全日	総津	
	2日(火)	午前	北川毛	中央 公民館
		午後		
	3日(水)	全日	満穂・篠谷・玉谷・大内野	ひろた
		午前	南ヶ丘	中央 公民館
		午後	南ヶ丘北・上野	
	4日(木)	全日	中野川・多居谷・仙波・高市	ひろた
		午前	指定日に都合の悪い人	中央 公民館
午後				
5日(金)	午前	高尾田		
	午後			
8日(月)	午前	上原町・三角		
	午後	八瀬・県団地		
9日(火)	午前	原町		
	午後	麻生・田ノ浦・拾町		
10日(水)	午前	重光・八倉		
	午後	指定日に都合の悪い人		
11日(木)	9時～	指定日に都合の悪い人		
～ 15日(月)	～ 16時 (※1)	13日(土) 休み 14日(日) 臨時開場		

※1 11時30分～13時を除く

申告に必要なもの

- 印鑑
- 本人・扶養親族の本人確認書類（運転免許証・パスポート・医療保険証など）
- 個人番号のわかるもの（マイナンバーカード、マイナンバーの通知カードなど）

障害者控除を受ける人

- 身体障害者手帳や療育手帳など
- 障害者控除対象者認定書（65歳以上で介護保険の要支援か要介護の認定を受けている人）

所得の計算に必要な書類

- 給与・年金などの源泉徴収票（原本）や事業主からの支払証明書
- 生命保険の年金や一時金などの書類
- 収支内訳書（営業、農業、不動産などの所得がある人）

各種の所得控除を受ける場合

- 社会保険料控除証明書（国民年金・任意継続健康保険など）
- 生命保険料・地震保険料控除証明書、寄付金などの支払証明書または領収書
- 医療費控除の明細書
- 親族関係書類、送金関係書類（国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合のみ）

所得税の還付申告をされる場合

- 振込先口座（申告者本人名義）のわかるもの（キャッシュカード、通帳など）

所得税の確定申告、 町・県民税申告は

お早めに

令和2年分の町・県民税の申告相談を行います。なお、混雑を避けるため、地区指定日に申告をお願いします。当日は、対象地区の人を優先して申告相談を行います。申告会場は、8時20分に開場します。早く来場しすぎないようにしてください。申告開始から1時間くらいは混雑しますので、ご了承ください。
岡戸籍税務課町民税係 ☎(962)2061

待ち時間短縮のため、事前に所得や控除の計算など「資料整理」にご協力を

○医療費控除を受ける人は、「医療費控除の明細書」の作成が必要です。

※領収書は5年間保管が必要

○営業所得、農業所得、不動産所得を申告する人は、事前に収入内訳の計算をお願いします。

○扶養家族がいる人は、扶養家族のマイナンバーが分かるカードなども持ってきてください。

○株式・先物、不動産譲渡などの分離課税の所得があった人や青色申告の人は、松山税務署での申告をお願いします。

申告が必要な人

令和3年1月1日現在で町内に居住し、次のいずれかに該当する人

- ① 営業、農業、不動産、配当、雑所得（例：年金）など、各種所得がある人
- ② 給与所得者で、勤務先から町に給与支払報告書の提出がない人
- ③ 給与所得者で、給与所得以外の所得がある人

- ④ 2カ所以上から給与の支払いを受けている人
- ⑤ 前年に退職し、再就職をしていない人
- ⑥ 医療費、生命保険料などの控除を受けようとする人
- ⑦ 無収入で国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人（申告をしないと、軽減措置を受けられなくなる場合があります）

松山税務署からのお知らせ

確定申告受付窓口と電話相談センターの開設

松山税務署の確定申告会場の開設期間は、2月16日(火)から3月15日(木)です。

3月15日(木)まで、「確定申告電話相談センター」で所得税・復興特別所得税、贈与税、消費税・地方消費税の確定申告に関する質問や相談にお答えします。

日曜日の確定申告受付窓口と電話相談センターの開設日

2月21日(日)・2月28日(日)

☎松山税務署・電話相談センター ☎(941)9121

確定申告会場の混雑緩和のため、会場の入場には「入場整理券」が必要です。整理券は会場当日配布するほかLINEで事前発行します。



国税庁 LINE 公式
アカウント



税務署に出向く必要なし！
ご自宅等のパソコンやスマホから申告できます。

確定申告書
作成コーナー
はこちら →

